



物価高騰による支援として

支援金を支給します



実施主体	国	松前町	松前町
給付金名	住民税非課税世帯等に対する物価高騰等対策給付金		生活支援さくら商品券発行事業
概要	令和5年12月1日時点で松前町に住民登録があり、受給要件に該当する世帯の世帯主へ給付金が支給されます。 ※本給付金は、非課税及び差押禁止等のとなります。		令和5年12月1日時点で松前町に住民登録があり、受給要件に該当する世帯の世帯主へ給付金(さくら商品券)が支給されます。
区分	①住民税非課税世帯	②家計急変世帯	住民税課税世帯など
受給要件	世帯全員の令和5年度の住民税(均等割)が非課税の世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族などだけの世帯は除く。	家計急変などにより、世帯全員が住民税(均等割)非課税相当の収入となった世帯	左記の給付金の受給要件に該当しない住民税課税世帯など
手続き	世帯全員が、令和5年1月1日以前から松前町に住所がある世帯の場合 →役場から対象となる世帯主あてに「確認書」が届きます。 内容をご確認のうえ必要事項を記入し、提出してください。(郵送可) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯の場合 →「申請書」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、提出してください。	「申請書」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、提出してください。 ※提出する場合は、役場または各支所に一度ご相談ください。	申請手続きはありません。 役場から世帯主あてに「さくら商品券」がゆうパックで送付されます。(500円券×60枚)
給付金の額	1世帯あたり7万円	1世帯あたり7万円	1世帯あたり3万円
給付の時期	2月上旬から順次支給予定	2月上旬から順次支給予定	1月中旬以降に発送予定
申請期限	確認書 2月下旬 申請書 2月末	2月末	—
提出先	役場または各支所	役場または各支所	—
問い合わせ先	保健福祉課 福祉係 ☎42-2650	保健福祉課 福祉係 ☎42-2650	▶商品券の使用に関すること 松前商工会 ☎42-2339 ▶商品券の発送に関すること 商工観光課 商工観光係 ☎42-2640



緑色の商品券です(生活支援事業専用)
有効期限 令和6年7月31日まで

※利用店舗はさくら商品券に同封される「さくら商品券取扱店舗」をご確認ください。